

使ってみよう！「マイナ保険証」

マイナ保険証での受診を基本とした仕組みが始まっています！

マイナ保険証のメリット



- 1 薬剤・診療の共有化にて、より適切な医療を受けることができます！
- 2 医療機関窓口での自己負担額が「限度額適用認定申請書」の申請なしで、軽減されます！
※被保険者様の住民税が非課税の場合は申請が必要です。

ほかにも様々なメリットがあります！
詳しくは厚生労働省ホームページ
「マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット」
をご覧ください。

こちらをチェック

マイナ保険証の安全性
～マイナ保険証は持ち歩いても大丈夫！～

- 1 カードのICチップには、税や年金、特定健診情報などのプライバシー性の高い情報は入っていません！
- 2 マイナンバーを知られてもマイナンバーを使う手続きでは、顔写真付きの本人確認書類が必要なため、あなたの個人情報を調べることはできません！

詳しくは、デジタル庁、総務省
作成チラシ
「持ち歩いても大丈夫！
マイナンバーカードの安全性」を
ご確認ください。

こちらをチェック



健康保険証について

現在お持ちの健康保険証は令和7年12月1日までお使いいただけます。



- 従来の健康保険証が発行されており、マイナ保険証をお持ちでない方
申請によらず令和7年7月より順次「資格確認書」を発行し、被保険者様のご自宅に送付いたします。
なお、宛所不明等により未着となった場合は事業所様宛で再度送付いたしますので、配付いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
- 今後資格を取得される方で、「資格確認書」の発行が必要な方
日本年金機構に提出する「資格取得届」・「被扶養者異動届」の「資格確認書発行要否」欄にチェックを入れていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

マイナ保険証・オンライン資格確認・資格情報のお知らせ・資格確認書などに関するお問い合わせ

『協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル』

電話番号：0570-015-369 受付時間：平日8:30～17:15

『健康保険委員』をご存じですか？

協会けんぽ長崎支部では、「健康保険委員（健康保険サポーター）」として健康保険事業にご協力いただける方を募集しています。各事業所に1名以上のご登録をお願いしており、協会けんぽと加入者の橋渡し役を担っていただいています。登録料、年会費はございません！

●健康保険委員の役割

1.健康保険事業の広報担当

協会けんぽが発信する情報を、事業主・従業員の皆様へ周知をお願いします。

2.各種手続き等に関する相談役

従業員の皆様が協会けんぽへの各種手続き等をされる際のご対応・ご助言をお願いします。

3.健康づくり・健診などの推進

従業員の皆様、そのご家族様へ健診・特定保健指導受診等の呼びかけ

4.健康保険事業のアドバイザー

健康保険事業に関してのご意見・ご要望、疑問などをお知らせください。

※強制的なお仕事は一切ありません。通常業務に差し支えない範囲でご協力をお願いいたします。

●健康保険委員に登録するメリット

1

健康保険の各種制度について学べるガイドブックや健康情報誌などの広報誌をお届けします！

2

「健康経営セミナー」などの各種セミナーの案内をお送りします！

3

活動年数や功績などに応じた表彰制度がございます！

4

スポーツクラブ「ルネサンス」での優待制度があります！

●登録方法

健康保険委員にご登録いただける方は長崎支部ホームページの「健康保険委員」ページより「健康保険委員登録票」を印刷の上、**FAX**にてご提出ください。

ホームページはこちら

